

横浜市下倉田地域ケアプラザ
通所介護・横浜市通所介護相当サービス
運 営 規 程

(目的)

第1条 社会福祉法人開く会が運営する横浜市下倉田地域ケアプラザ（以下「プラザ」という。）で行う通所介護事業、横浜市通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従業員」という。）が要介護・要支援または事業対象者の状態にある高齢者に対し、適切な通所介護、横浜市通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）を提供するものとする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ① 事業所の従業員は、利用者が自立した日常生活を営むこと、利用者の社会的孤立感を解消すること、心身の機能維持及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴、排泄、食事、機能訓練等の必要な援助を実施する。また、利用者の意志・人格を尊重したサービスの提供に努める。
- ② 事業は、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 プラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 : 横浜市下倉田地域ケアプラザ
- 2 所在地 : 横浜市戸塚区下倉田町1951-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者1名(常勤兼務)
管理者は、業務の管理を一元的に行う。また当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- 2 生活相談員3名(常勤兼務3名)
生活相談員は、事業者に対する通所介護等の利用の申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

3 看護職員 4 名以上（非常勤兼務 4 名以上）

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、医療的な立場から指導助言を行う。

4 介護職員 13 名以上（常勤兼務 3 名、非常勤兼務 10 名以上）

介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。

5 機能訓練指導員 4 名以上（非常勤兼務 4 名以上）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

（業務日及び業務時間）

第 5 条 プラザの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- 1 業務日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。祝日も営業する。
- 2 業務時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、サービス提供時間は、午前 9 時 15 分から午後 4 時 45 分までとする。

（事業の内容及び提供方法・利用料）

第 6 条 指定通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活上の世話及び支援
- ② 機能訓練（日常動作訓練）
- ③ 相談援助
- ④ 介護方法の指導（家族介護者支援）
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 食事の提供
- ⑧ 入浴
- ⑨ レクリエーション

又通所介護等の提供方法は次のとおりとする

- 一、事業所は通所介護等の提供の開始に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また説明においては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- 二、事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と協働して個々の利用者に作成する。
- 三、前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書（以下「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。
- 四、管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書に

より同意を受け、交付する。

五、事業所は、サービスの提供にあたっては個々の状況に応じた適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

六、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な相談及び助言を行う。

七、事業所はサービスの提供にあたり、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

八、居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護のため、施錠できる書庫に整理し保管する。

九、居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

- 2 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙料金表に定めるものとする。当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、または3割の額とする。

また利用者の希望によるその他の費用は下記のとおりとする。

①昼食代750円（おやつ代50円を含む）

②紙パンツ105円、パット15円。

③特別な行事、外出機能訓練に係る費用

- 3 第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

- 6 第15条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は徴収しない。

（利用定員）

第7条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

標準型 40人

（通所介護、横浜市通所介護相当サービスの合計）

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業員は、通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、通所介護等の実施中の非常災害に備え、消防計画、風水害や地震等の対処計画を作成するとともに、消防計画に基づき年2回以上避難訓練等を実施する。

(衛生管理)

第10条 事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。

- 2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情に対する対応方針)

第11条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について、国及び自治体が定めた法令等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束廃止)

第15条 サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。尚、緊急やむなく身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また、緊急やむを得ない身体拘束を行う場合には家族等の同意を得るとともに、身体拘束の早期解除に向けた検討を重ね、身体拘束廃止に努める。

(業務継続計画の策定)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事業実施地域)

第17条 通常の事業実施地域については、戸塚区、栄区、港南区（日限山1～4、日野南5～7）とする。

(留意事項)

第18条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等が指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。
- ② 飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間中に関わらず、途中でサービス提供を中止することができる。

(その他)

第19条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 定期研修 年2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 3 従業員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人開く会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成15年12月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年12月1日から施行する。

この規定は、平成22年7月1日から施行する。

この規定は、平成24年7月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月1日から施行する。

この規定は、平成27年12月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。